



国内で豚コレラが発生しました！！

平成30年9月9日に岐阜県の養豚農場において豚コレラの発生が確認されました。国内における発生は、平成4年以来26年ぶりとなります。これを受けて、発生農場の半径3kmから10kmまでの区域内農場3戸は、豚の搬出が制限されていましたが、監視を継続し清浄性が確認されたことから、9月29日をもって制限が解除されました。また、発生農場の半径3km以内には豚農場がありませんでしたが、移動制限区域として設定し、10月10日をもって制限が解除されました。

また、9月13日以降に発見及び捕獲された野生いのしし141頭（うち死亡いのしし28頭）を検査したところ、豚コレラ陽性が20頭（H30.10.11現在）確認されています。

関係者におかれましては、引き続き飼養衛生管理の徹底し、本病の侵入防止に努めていただくと共に、発生地域への不要不急の渡航について自粛していただきますようお願いいたします。

豚コレラは特徴的な臨床症状や病変を示さないとされていますが、豚に異常が確認された場合は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡をお願いいたします。

1 豚コレラとは

豚やいのししに強い伝染力と高い致死率を示す疾病です。

症状は、発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎（目やに）、歩行困難、後躯麻痺、けいれん、耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑、削瘦、被毛粗剛（いわゆる“ひね豚”）、異常産の発生、以上のいずれかを伴う死亡です。



後躯麻痺



結膜炎(目やに)



隅に寄り種々の症状を示している

2 防疫対策

- ① 衛生管理区域への病原体の持込み防止と消毒の徹底。
- ② 早期発見・早期通報の徹底。
- ③ 生肉を含む又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、適切な加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）を行うこと。

八代港が動物検疫指定港となりました！

平成30年9月10日に八代港が家畜伝染病予防法上の検疫指定港となりました。9月19日には指定港となり初のクルーズ船が着港し、動物検疫所門司支所の検疫官による検疫が実施されました（写真）。海外からの旅行客等が手荷物として持ち込む動物や畜産物等は、税関検査場内に設置している動物検疫カウンターで検査が実施されています。また、消毒マットの設置による靴底消毒や水際対策の周知活動としてポスター掲示やポケットティッシュの配布等も実施されています。

現在、中国をはじめ近隣諸国において口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等の伝染性疾病が継続発生しており、国内への侵入も懸念されています。不要不急の海外渡航は自粛するとともに、農場への病原体の侵入防止対策を徹底してください。



消毒マットによる靴底消毒



ポケットティッシュの配布



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N2	台湾(2件)	家禽	平成30年9月3日～9月16日
アフリカ豚コレラ		中国(18件)	豚	平成30年8月17日～9月28日
		ロシア	野生いのしし	平成30年9月10日
		ウクライナ	豚	平成30年9月15日

平成30年10月1日時点

毎月20日はくまもと家畜防疫の日



定期的な消毒を実施しましょう！

